○経済産業省令第　　号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　萩生田　光一

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第一条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又	別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又

は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益（インバランス調整に係る特別利益を除く。）から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失及びインバランス調整に係る特別損失を除く。）を控除した額とすること。	は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。
９．～13．　［略］	９．～13．　［略］
14．８．の規定により作成された送配電部門収支	14．８．の規定により作成された送配電部門収支

計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス等収支計算書を作成すること。

第３表

送配電部門収支計算書

費用の部	
項　目	金　額
営業費用	
［㊒］	
地帯間購入電源費	

計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス収支計算書を作成すること。

第３表

送配電部門収支計算書

費用の部	
項　目	金　額
営業費用	
［㊒］	
地帯間購入電源費	

（インバランス対応取引費用）	［新設］
（インバランスネッティング費用）	［新設］
（広域運用調整電力量に係る費用）	［新設］
［省略］	［略］
他社購入電源費	他社購入電源費
（インバランス対応取引費用）	（インバランス対応取引費用）
（インバランスの買取りに係る費用）	（インバランスの買取りに係る費用）
（追加供給電力量に係る費用）	［新設］
（追加供給力に係る費用）	［新設］
［省略］	［略］

［省略］	
［省略］	
［省略］	
特別損失	
（インバランス調整に係る費用）	

収益の部	
項　目	金　額
営業収益	

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	
［省略］	
［省略］	
特別損失	
［削除］	

収益の部	
項　目	金　額
営業収益	

［省略］	［略］
地帯間販売電源料	地帯間販売電源料
（インバランス対応取引収益）	［新設］
（インバランスネッティング収益）	［新設］
（広域運用調整電力量に係る収益）	［新設］
［省略］	［略］
他社販売電源料	他社販売電源料
（インバランス対応取引収益）	（インバランス対応取引収益）
（追加供給電力量に係る収益）	［新設］
（追加供給力に係る収益）	［新設］
託送収益	託送収益

接続供給託送収益 （インバランスの供給に係る収益） （インバランス調整に係る収益） ［略］ ［削る］ ［略］ ［略］ 特別利益 （インバランス調整に係る収益）	接続供給託送収益 （インバランスの供給に係る収益） ［新設］ ［略］ 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分 ［略］ ［略］ 特別利益 ［新設］

第５表

超過利潤計算書

インバランス等取引損益（⑤）	
	インバランス等取引損益
	最終保障供給取引損益

（記載注意）

１　インバランス取引等損益は、インバランス等の取引及び最終保障供給に係る収益から

第５表

超過利潤計算書

インバランス等取引損益（⑤）	
	インバランス取引損益
	最終保障供給取引損益

（記載注意）

１　インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からイ

インバランス等の取引及び最終保証供給に係る費用を控除した額等とすること。	ンバランスの取引及び最終保証供給に係る費用を控除した額等とすること。
２　インバランス等取引損益は、様式第１第１１表のインバランス等収支決算書に記載されたインバランス等取引利益（又はインバランス等取引損失）の額とすること。	２　インバランス取引損益は、様式第１第１１表のインバランス収支決算書に記載された営業利益(又は営業損失)の額とすること。

第１１表

インバランス等収支計算書

費用の部	
項　目	金　額

第１１表

インバランス収支計算書

費用の部	
項　目	金　額

営業費用	営業費用
地帯間購入電源費	地帯間購入電源費
（インバランス対応取引費用）	［新設］
（インバランスネッティング費用）	［新設］
（広域運用調整電力量に係る費用）	［新設］
他社購入電源費	他社購入電源費
（インバランス対応取引費用）	（インバランス対応取引収益）
（インバランスの買取りに係る費用）	（インバランスの買取りに係る費用）
（追加供給電力量に係る費用）	［新設］

（追加供給力に係る費用）	
［省］	
［省］	
特別損失	
（インバランス調整に係る費用）	
インバランス等取引利益（インバランス等取引損失）	

［新設］	
［略］	
営業利益（又は営業損失）	
［新設］	
［新設］	
［新設］	

収益の部	
項　目	金　額

収益の部	
項　目	金　額

営業収益	営業収益
［省］	［省］
地帯間販売電源料	地帯間販売電源料
（インバランス対応取引収益）	［新設］
（インバランスネッティング収益）	［新設］
（広域運用調整電力量に係る収益）	［新設］
他社販売電源料	他社販売電源料
（インバランス対応取引収益）	（インバランス対応取引収益）
（追加供給電力量に係る収益）	［新設］
（追加供給力に係る収益）	［新設］
託送収益	託送収益

接続供給託送収益 （インバランスの供給に係る収益） （インバランスリスク料に係る収益） （インバランス調整に係る収益） ［略］ 特別利益 （インバランス調整に係る収益）	接続供給託送収益 （インバランスの供給に係る収益） （インバランスリスク料に係る収益） ［新設］ ［略］ ［新設］ ［新設］

（記載注意）

１　次に掲げる事項について、脚注として記載

（記載注意）

１　次に掲げる事項について、脚注として記載

すること。 （１）　インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。） （２）～（５）［省］ ２　インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第１３条の３の３第２号に掲げる額を記載する額を記載すること。	すること。 （１）　インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。） （２）～（５）［省］ ２　インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第２１条第２号に掲げる額を記載する額を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第十一表の記載注意２の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。